

2013年6月21日 上野みえこ

本日提案されました、議題262・263・264号、富合町・城南町及び植木町の各「合併特例区長の給料の臨時特例に関する規則の制定」に関し、委員会付託が省略されましたのでお尋ねいたします。

本提案は、今年7月1日から、富合特例区においては10月5日まで、城南・植木町においては2014年3月31日まで、各特例区長の給料に臨時特例を設け、10%削減するというものです。

①そもそもの減額理由は何でしょうか。10%という減額率の根拠は何でしょうか。どのように聞かれていますか。

②この規則の制定が提案された、今月18・19日の各合併特例区協議会において、合併特例区協議会構成員の報酬減額についての論議はなかったのでしょうか。

以上、市長にお尋ねいたします。

(答弁)

私どもは、各合併特例区長はもちろん、市長やその他特別職・議員等の給料・報酬を減額することに反対ではありません。しかし、特例区長の減額率10%というのには、疑問があります。そもそも合併特例区は、独立した法人格を持つ地域自治組織であります。ですから、そのトップである特例区長は、責任の度合いからいうならば、熊本市という自治体の市長に準ずるものです。ですから、給料の額が特別職の教育長並みだから、10%の減額というわけにはいかないと思います。今回の提案は、自らの提案による規則制定に基づくものですので、特例区長としての責任を踏まえて減額するのであれば、少なくとも市長並みに20%は減額すべきです。

合併特例区協議会構成員の報酬削減については、6月の協議会で特段の論議はなかったことですが、3つも合併特例区があつて、いずれにおいても、合併特例区構成員が自分たちのことは棚に上げて、漫然と区長の提案に同意をしたと

いうのは、今の合併特例区の実態を象徴しているのではないのでしょうか。国押し²付けによる地方公務員給与削減は大いに間違っていると思いますが、区長の給料削減提案が出されたのを機に、本来ならば、合併特例区の給料や報酬問題について、多面的に論議を尽くすべきであったところ、ただ漫然と提案に同意した合併特例区協議会のありようは、合併特例区協議会がきちんと機能しているとは言えないと思います。

今回の提案は、先にも申しましたように、国が押し付ける国家公務員の給与削減に準じた地方公務員の給与削減に合わせた形で、合併特例区長の給料を削減するということなのです。

国の押し付けによって地方公務員の給与を削減するということ自体は由々しき問題ですが、合併特例区の給料を減らすという問題は、地方交付税削減によって給与の引き下げが押し付けられていることは、全く別物ですので、合併特例区において区長の給料減額を論じるのであれば、ただ漫然と国の通達によって地方公団体の給与も削減するという間違った考え方に横並びするのではなく、現在合併特例区の置かれている状況を鑑みた議論が必要ではなかったかと思います。

昨年4月から政令市へと移行し、この間、中央・東・西・南・北の各区では、区ごとのまとまりをと、各区のビジョンづくりに取り組み、この春、それぞれのまちづくりビジョンがつくられました。どの区においても、さまざまな取り組みは何十回にも及び、熱心に論議が重ねられてきました。その傍ら、各合併特例区においては、文化祭や体育祭、祭りやその他の催し開催と、一部公共施設の管理などの特例区事業が行われてきました。しかし、これらの事業そのものは現在の区役所や総合支所の職員が兼務で仕事をしていることであり、合併特例区地域住民からも、あえて合併特例区でしなくてもいい、高額な特例区報酬の支払いは不当という声が出ていたのは、みなさんもお承知のとおりです。

この程度の合併特例区長給料の削減でいいのか、たいへん疑問ですので、市長に数点お尋ねいたします。

①熊本市が政令市へと移行し、区ごとにまちづくりビジョンを策定し、まとまりのある区政を目指しているときに、区役所や総合出張所の職員が業務としてやっている事業をわざわざ切り分け、特例区事業としてやることには矛盾があるのではないのでしょうか。

②また、政令市になった今、区ごとにやれる事業を特例区事業としてやるために、³高額な特例区長給料や協議会構成員の報酬を支払わなければならないことに、市民の理解が得られるでしょうか。

③新潟市などでは、政令市移行とともに合併特例区が解消されています。特例区長給料の10%削減と言わず、合併特例区は速やかに廃止、特例区長の給料はなくすべきと考えますが、いかがでしょうか。

(答弁)

今回提案されている旧3町の合併特例区長の給料減額にはあえて反対しませんが、指摘しましたように、本来ならば、根拠もない10%の給料減額にとどまらず、合併特例区の区長給料、協議会構成員報酬について、踏み込んだ論議をすべきであったと思います。政令市に移行して、区ごとのまとまりが求められる時、合併特例区の実在は、矛盾です。単なる地域行事の実施や公共施設の管理に、合併特例区を設けずとも、一般行政の中で立派にやっています。これまで、富合町・植木町から住民監査請求が出されてきましたように、合併特例区の高額給料・報酬については、各町の住民からも疑問の声が出されてきました。このような、市民の声を真摯に受け止め、合併特例区は速やかに廃止し、合併特例区長の給料はもちろん、協議会構成員の報酬についても、なくすべきであることを指摘し、質疑といたします。